

監 査 第 7 号
令和 2年2月25日

上 里 町 長
上里町議会議長
上里町教育長
上里町選挙管理委員長
上里町公平委員長
上里町農業委員会会長

} 様

上里町監査委員 小 島 崔
植 原 育 雄

令和元年度定例監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 4 項及び上里町監査委員に関する条例（昭和 41 年上里町条例第 23 号）第 4 条の規定による令和元年度定例監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果について報告します。

1. 令和元年度定例監査日程表

期	日	課 等 名	時 間
2月3日	月	総務課	9:30～11:30 120分
		税務課	13:30～15:30 120分
2月4日	火	総合政策課	9:00～11:00 120分
		議会事務局	11:15～11:45 30分
		子育て共生課 〔男女共同参画推進センター〕 児童館 保育園	13:30～16:30 180分
2月6日	木	くらし安全課	9:00～11:00 120分
		健康保険課	13:30～16:30 180分
2月7日	金	町民福祉課	9:00～11:00 120分
		上下水道課	13:30～16:00 150分
2月10日	月	高齢者いきいき課	9:00～11:00 120分
		まち整備課	13:30～15:30 120分
		現地確認	15:30～17:00 90分
2月12日	水	会計課	9:00～9:30 30分
		学校教育課 学校教育指導室	10:00～12:00 120分
		産業振興課	13:30～16:00 150分
2月13日	木	生涯学習課 〔中央公民館 郷土資料館〕	9:00～11:30 150分

2. 監査の方法

(1) 監査の主眼

- ①町の財務に関する事務執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ②町の経営に係る事業管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ③必要に応じ、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか。また、建築物等の維持管理が良好であるかどうか等々を主眼として実施した。

(2) 監査の方法

事前に提出された監査資料に基づき監査委員・補助職員による予備監査を行い、監査実施日においては、各課（局）等ごとに、関係職員の出席による説明を求め、その説明及び資料に対し監査委員の質疑に回答する形式で進めた。

3. 監査資料

- ・ 職員名簿
- ・ 各課（局）等事業概況書
- ・ 主要事業実施状況調べ
- ・ 歳入、歳出計算書

4. 監査の結果

監査の結果、各課（局）等とも、上里町事務分掌規則に従い事務事業の執行及び財務処理は適正に処理されているものと認められた。

(1) 歳入について

一般会計における12月末現在の歳入の執行状況について、予算現額105億2,842万400円に対し収入済額は70億7,700万3,952円で、収入割合は67.22%となっている。

公共施設の老朽化に伴う更新や、防災・安全対策、膨らみ続ける社会保障費等により、財政需要は今後も増加の一途をたどると予想される。

町税等の自主財源を確保するにあたり、公平性を原則として、収納率の向上に引き続き努めていただくようお願いする。

(2) 歳出について

一般会計における12月末現在の歳出の執行状況について、支出額は57億1,637万9,580円で、執行率は54.29%となっている。

事業実施時期などの理由で執行率が低いものも見受けられるが、第5次上里町総合振興計画や上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、経常経費の削減と合理化を図りながら適正に執行されている。

今後も、必要とされるところに必要な支援が届くよう、優先順位を十分に精査し、効率的な事業の推進をお願いする。

(3) 監査における指摘事項、今後の主な課題

- ①各事業の実施にあたっては費用対効果を常に意識し、より良いサービスとして住民に還元できるように努めていただきたい。
- ②税率や料金の改定が生じる場合など、住民の負担に影響を及ぼす事柄については、十分な理解が得られるよう引き続き丁寧な説明をお願いしたい。
- ③災害等の対応にあたっては、非常時に各種団体や住民の協力が得られるよう平常時から連携を密にし、「自助・共助・公助」がバランスよく機能するよう研修や訓練を通じて備えを万全にしていきたい。
- ④公共施設の老朽化対策については、公益を確保しつつ、将来を見据えた綿密な計画により、更新や統廃合を進めていただきたい。
- ⑤道路の拡張整備は、住民の利便性・安全性とともに、企業誘致による産業振興に資するよう、引き続き取り組んでいただきたい。

(4) 結び

台風接近による住民の避難や、世界規模の感染症の脅威など、我々を取り巻く国内外の状況は刻一刻と変化しており、すでに経験したことからも、各課や関係団体との平時からの連携と事前の備えこそ、非常時に強いまちづくりに欠かせないものとする。

行うべき通常業務に加え、いつ非常事態が起こるかわからない大変厳しいなかにあつて、日々努力されている町長をはじめ、各課（局）等長並びに職員の多大なるご尽力に対して敬意を表するとともに、今後も適正な事務の執行に努められるようお願いする。